社会福祉法人　ミレニアム　役員等報酬規程

（目的）
第１条　この規定は、社会福祉法人ミレニアム（以下「法人」という。）の役員、評議員及び苦情対応第三者委員の報酬及び実費弁償について定めるものである。

（定義）
第２条　本規定でいう役員とは、理事及び監事をいう。

（理事会及び評議員会への出席報酬等）
第３条　理事長及び理事が、理事会に出席したときは、別表１により報酬を支払う。
２　施設の職員を兼務する理事には、報酬及び実費弁償は支払わない。
３　評議員が、評議員会に出席したときは、別表１により報酬を支払う。
４　理事長又は理事長が指名する理事が評議員選任・解任委員会に出席したときは別表１により報酬を支払う。

（監事の報酬等）
第４条　監事が、理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表１により報酬を支払う。
２　監事が、法人及び事業所の指導検査への立会及び運営状況の指導若しくは監査の業務に従事したときは、別表２により報酬を支払う。

（苦情対応第三者委員の勤務報酬等）
第５条　苦情対応第三者委員が、法人及び事業所に係る苦情対応の業務に従事したときは、別表３により報酬を支払う。

（その他）
第６条　理事長が他の理事に意見を聞くために臨時に招集したときは、別表４により実費弁償を支払う。
２　施設の職員を兼務する理事には、実費弁償は支払わない。

（報酬及び実費弁償の支払い方法）
第７条　報酬及び実費弁償の支払いは、現金にて支給するか本人指定の金融機関の口座に振り込むものとする。

別表１（第３条関係）

名　称	報　　酬
理事会・評議員会	日額 10,000 円
評議員選任・解任委員会	日額 10,000 円

別表２（第４条関係）

名　称	報　　酬
法人監査等	日額 20,000 円

別表３（第５条関係）

名　称	報　　酬
苦情対応第三者委員	日額 10,000 円

別表４（第６条関係）

名　称	報　酬	交通費
その他の会議	無報酬	3,000 円

この規定は平成 29 年 4 月 1 日より施行する。